

各 位

会 社 名 日清医療食品株式会社  
代表者名 代表取締役社長 村 田 清 和  
( J A S D A Q ・ コード 4315 )  
問合せ先 取締役総務本部長 丹 野 譲 二  
TEL 03-3287-3611

## 定款の一部変更及び全部取得条項付普通株式の取得に係る承認決議に関するお知らせ

当社は、平成22年11月5日付「定款の一部変更及び全部取得条項付普通株式の取得に関するお知らせ」（以下「平成22年11月5日付当社プレスリリース」といいます。）においてお知らせいたしましたとおり、本日、種類株式発行に係る定款一部変更、全部取得条項（下記「1.②」において定義いたします。以下同じです。）に係る定款一部変更及び全部取得条項付普通株式（下記「1.②」において定義いたします。以下同じです。）の取得に係る各議案ついて、臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）及び当社普通株主様による種類株主総会（以下「本種類株主総会」といいます。）に付議いたしましたところ、下記のとおり、いずれも承認可決されましたので、お知らせいたします。この結果、当社普通株式は、株式会社大阪証券取引所が運営する J A S D A Q 市場（以下「 J A S D A Q 市場」といいます。）の上場廃止基準に該当することになりますので、本日から平成22年12月26日までの間、整理銘柄に指定された後、平成22年12月27日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社普通株式を J A S D A Q 市場において取引することはできません。

### 記

#### 1. 定款一部変更等の内容

当社は、平成22年11月5日付当社プレスリリースにおいてお知らせいたしましたとおり、以下の①から③の方法による当社定款の一部変更及び全部取得条項付普通株式の全部の取得（以下、総称して「本非公開化手続」といいます。）について必要なご承認をいただくため、本日、本臨時株主総会及び本種類株主総会を開催いたしました。

- ① 当社の定款の一部を変更して、従前の普通株式に加えて、以下の定款変更案第6条の2に定める内容のA種種類株式（以下「A種種類株式」といいます。）を発行する旨の定めを設け、当社において普通株式とは別の種類の当社の株式を発行できるものとするにより、当社を種類株式発行会社（会社法第2条第13号に定義するものをいいます。以下同じです。）に変更いたします。
- ② 上記①による変更後の当社の定款の一部をさらに変更して、当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項（会社法第108条第1項第7号に規定する事項についての定めをいいます。以下同じです。）を付す旨の定めを新設いたします（全部取得条項が付された後の当社普通株式を、以下「全部取得条項付普通株式」といいます。）。なお、全部取得条項付普通株式の内容として、当社が株主総会の特別決議によって全部取得条項付普通株式の全部（当社が保有する自己株式を除きます。以下同じです。）を取得する場合において、全部取得条項付普通株式1株と引換えに、A種種類株式を611,378分の1株の割合をもって交付する旨の定めを設けるものといたします。
- ③ 会社法171条第1項並びに上記①及び②による変更後の当社の定款に基づき、株主総会の特別決議によって、当社が全部取得条項付普通株式の全部を取得し、当該取得と引換えに、当社を除く全部取得条項付普通株式の株主様に対して、取得対価として、その保有する全部取得条項付普通株式1株と引換えにA種種類株式を611,378分の1株の割合をもって交付いたします。なお、株式会社ティ・エフ・ダブリュ（以下「ティ・エフ・ダブリュ」といいます。）及びワタキューセイモア株式会社（以下「ワタキュー」といいます。）以外の株主様に対して取得対価として交付されるA種種類株式の数は、1株未満の端数となる予定です。

## 2. 種類株式発行に係る定款一部変更及び全部取得条項に係る定款一部変更（本非公開化手続のうち①及び②）の承認決議

### (1) 承認可決された事項の内容

本非公開化手続の①及びこれに伴う所要の定款変更（以下「種類株式発行に係る定款一部変更」といいます。）は、本臨時株主総会における第1号議案として付議され、原案どおり承認可決されました。また、本非公開化手続の②の定款変更（以下「全部取得条項に係る定款一部変更」といいます。）は、本臨時株主総会における第2号議案及び本種類株主総会における議案として付議され、いずれも原案どおり承認可決されました。本臨時株主総会第1号議案に係る定款変更の内容は、平成22年11月5日付当社プレスリリースの「I. 定款一部変更 1 種類株式発行に係る定款一部変更の件（「定款一部変更の件 - 1」）」に記載されたとおりであり、また、本臨時株主総会第2号議案及び本種類株主総会における議案に係る定款変更の内容は、同プレスリリースの「I. 定款一部変更 2 全部取得条項に係る定款一部変更の件（「定款一部変更の件 - 2」）」に記載されたとおりです。

### (2) 定款変更の効力の発生

種類株式発行に係る定款一部変更の効力は、本臨時株主総会における承認可決をもって既に発生しております。また、全部取得条項に係る定款一部変更の効力は、本臨時株主総会及び本種類株主総会における承認可決により、平成22年12月30日（木）に発生いたします。

## 3. 全部取得条項付普通株式の取得（本非公開化手続のうち③）の承認決議

### (1) 承認可決された事項の内容

全部取得条項付普通株式の取得（本非公開化手続のうち③）は、その他の必要事項の決定を取締役に一任いただくことを含めて本臨時株主総会における第3号議案として付議され、原案どおり承認可決されました。当該議案の内容は、平成22年11月5日付当社プレスリリースにおいてお知らせいたしましたとおり、会社法第171条第1項並びに種類株式発行に係る定款一部変更及び全部取得条項に係る定款一部変更による変更後の当社定款に基づき、取得日（下記（2）において定義いたします。以下同じです。）において、当社が株主様から全部取得条項付普通株式の全部を取得し、当該取得と引換えに、取得日の前日の最終の当社の株主名簿に記載又は記録された当社を除く全部取得条項付普通株式の株主様に対して、その所有する全部取得条項付普通株式1株につき、種類株式発行に係る定款一部変更に基づき設けられたA種種類株式を611,378分の1株の割合をもって交付するものです。この際、ティ・エフ・ダブリュ及びワタキュー以外の各株主様に対して取得対価として交付されるA種種類株式の数は、1株未満の端数となる予定です。

### (2) 全部取得条項付普通株式の取得の効力の発生

全部取得条項付普通株式の取得（本非公開化手続のうち③）の効力は、本臨時株主総会における承認可決により、全部取得条項に係る定款一部変更の効力発生を条件として、平成22年12月30日（木）（以下「取得日」といいます。）に発生いたします。

### (3) 全部取得条項付普通株式の取得の実施に関する手続

全部取得条項付普通株式の取得の効力が発生した場合、上記のとおり、当社は、取得日に株主様から全部取得条項付普通株式を取得し、当該取得と引換えに、各株主様に対して取得対価として、全部取得条項付普通株式1株につき、種類株式発行に係る定款一部変更に基づき設けられたA種種類株式611,378分の1株の割合をもって交付いたします。かかる株主様に対する交付の結果生じるA種種類株式の1株未満の端数につきましては、その合計数（ただし、会社法第234条第1項により、

その合計数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。)に相当するA種種類株式を、会社法第234条の定めに従って売却し、当該売却によって得られた代金をその端数に応じて各株主様に交付いたします。かかる売却手続に関し、当社では、会社法第234条第2項の規定に基づき裁判所の許可を得てティ・エフ・ダブリュに対してA種種類株式を売却することを予定しております。この場合のA種種類株式の売却金額につきましては、必要となる裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、各株主様が保有する全部取得条項付普通株式の数に金1,740円(ティ・エフ・ダブリュが当社普通株式に対して行った公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。))の際の当社普通株式1株当たりの買付価格)を乗じた金額に相当する金銭が各株主様に交付されるような価格に設定することを予定しております。

#### 4. 全部取得条項付普通株式の取得に係る日程の概要(予定)

全部取得条項付普通株式の取得に係る日程の概要(予定)は以下のとおりです。

種類株式発行に係る定款一部変更の効力発生日	平成22年11月26日(金)
当社普通株式のJASDAQ市場における整理銘柄への指定	平成22年11月26日(金)
当社普通株式のJASDAQ市場における売買最終日	平成22年12月24日(金)
当社普通株式のJASDAQ市場における上場廃止日	平成22年12月27日(月)
全部取得条項に係る定款一部変更の効力発生日	平成22年12月30日(木)
全部取得条項付普通株式の取得及びA種種類株式交付の効力発生日	平成22年12月30日(木)

#### 5. 支配株主との取引等に関する事項

上記「3. 全部取得条項付普通株式の取得(本非公開化手続のうち③)の承認決議」の全部取得条項付普通株式の取得(以下「本取得」といいます。)は、支配株主との取引等に該当します。当社が、平成22年6月30日に開示したコーポレート・ガバナンス報告書(以下「コーポレート・ガバナンス報告書」といいます。)で示している「支配株主との取引等を行う際における少数株主保護の方策に関する指針」に関する本取得における適合状況は、以下のとおりです。

当社は、本公開買付け及び本非公開化手続の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置として、平成22年8月12日付「株式会社ティ・エフ・ダブリュによる当社株式に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ(以下「平成22年8月12日付当社プレスリリース」といいます。)」の2.(3)記載の各措置を講じております。加えて、当社取締役会長の安道光二はティ・エフ・ダブリュ及びワタキューの代表取締役社長を兼任しているため、当社代表取締役社長の村田清和はワタキューの取締役を兼任しているため、また、当社取締役である村田宝志はワタキューの大株主であるとともに、ワタキューの代表取締役会長である村田秀太郎氏の親族にあたるため、本取得の公正性の担保及び利益相反回避の観点から、それぞれ当社取締役会における本取得に係る議案の審議及び決議には一切参加しておりません。また、社外監査役の井上学はワタキューの大株主である伊藤忠商事株式会社の従業員であるため、本取得の公正性の担保及び利益相反回避の観点から、当社取締役会における本取得に係る議案の審議には一切参加していません。さらに、これらの取締役会決議の方法その他の利益相反を回避するための措置に関して、法務アドバイザーであるアンダーソン・毛利・友常法律事務所の法的助言を得ております。

また、平成22年8月12日付当社プレスリリースにてお知らせしておりますとおり、当社は、本公開買付け及び本非公開化手続により当社がティ・エフ・ダブリュ及びワタキューの完全子会社となることに関して、ティ・エフ・ダブリュ及びワタキュー並びに当社から独立した外部の有識者によって構成される第三者委員会から、全部取得条項付種類株式を用いた当社の完全子会社化の際に少数株主に対して交付される金銭について特段の事情がない限り本公開買付けの買付価格を基準として算定されることを前提に、株主の適切な判断機会の確保、意思決定過程における恣意性の排除及び価格の適正性を担保する客観的状況の確保といった点について具体的な対応がなされており、

本公開買付け及び本非公開化手続において透明性・合理性確保のための配慮がなされていると認められること等から、公正な手続を通じた株主の利益への十分な配慮がなされていると認められる旨の意見を平成22年8月10日付で入手しております。

なお、コーポレート・ガバナンス報告書で示している「支配株主との取引等を行う際における少数株主保護の方策に関する指針」は、「支配株主との取引条件等におきましては、他の会社と取引を行う場合と同様に契約条件や市場価格を見ながら社内規程に則り手続きし合理的に決定しており、支配株主との取引が、当社ひいては少数株主の権利を害することのないよう、常に留意しています。」というものであります。

以 上